

手をつなごう明和町
明日の農業のため
第3回

平成17年 1月



明和町土地改良区統合整備推進協議会

明和町土地改良区の統合について

明和町内の土地改良区の統合については、平成15年の3月頃から話し合いを始め、昨年(平成26年)の12月1日に「推進協議会」を設立して本格的な検討を行ってきました。

その後、約1年間に3回の協議会と11回の幹事会を開催して、いろいろ多岐にわたる事項を話し合いました。

その結果、統合にあたっての基本的な事項の素案がまとまりましたのでお知らせします。組合員の皆様方におかれましても、一度ご検討いただきご意見があればいただきたいと思っております。



統合の目的

明和町農業の持続的な発展と快適で安全な地域づくりを目的として、下記の業務を行います。

- ① 管理する農業用施設が常にその機能を発揮できるよう、適切な維持管理及び補修・交換を行います。
- ② 農業用水の公平な配分、水管理の簡便さ、水資源の節約のため、用水路のパイプライン化を進めます。
- ③ 農作業の委託を希望する農家と受託を希望する農家の利用調整を進め、担い手農業者への農作業の集積に協力します。
- ④ 米の生産調整(転作)に協力します。
- ⑤ 農村集落排水事業や祓川の環境保全活動など、地域の環境を守る活動に協力します。
- ⑥ 農地や農業用施設を活用した地域興し活動や学校教育活動に協力します。
- ⑦ その他、農地の保全に関する活動に協力します。

統合の利点

事務局の一体化

事務局が一体化しますので、事務機器や設備の重複がなくなり、事務局の経費が節減されます。また、総代会や理事会も一本化しますので、会議費等の経費や事務局の手間も減少します。

組合員の負担が減少

補助事業で施設の補修や更新するときに、広い地域で一括して申請できるため、個々に申請するよりも高い補助率の事業が利用できる場合があり、組合員の負担が減少します。

強い発言力

行政や関係機関に対して施策や支援を要望するときに、発言力が強くなります。

業務の向上

専任の事務局体制となりますので、業務の質が向上し、活動範囲が拡大します。

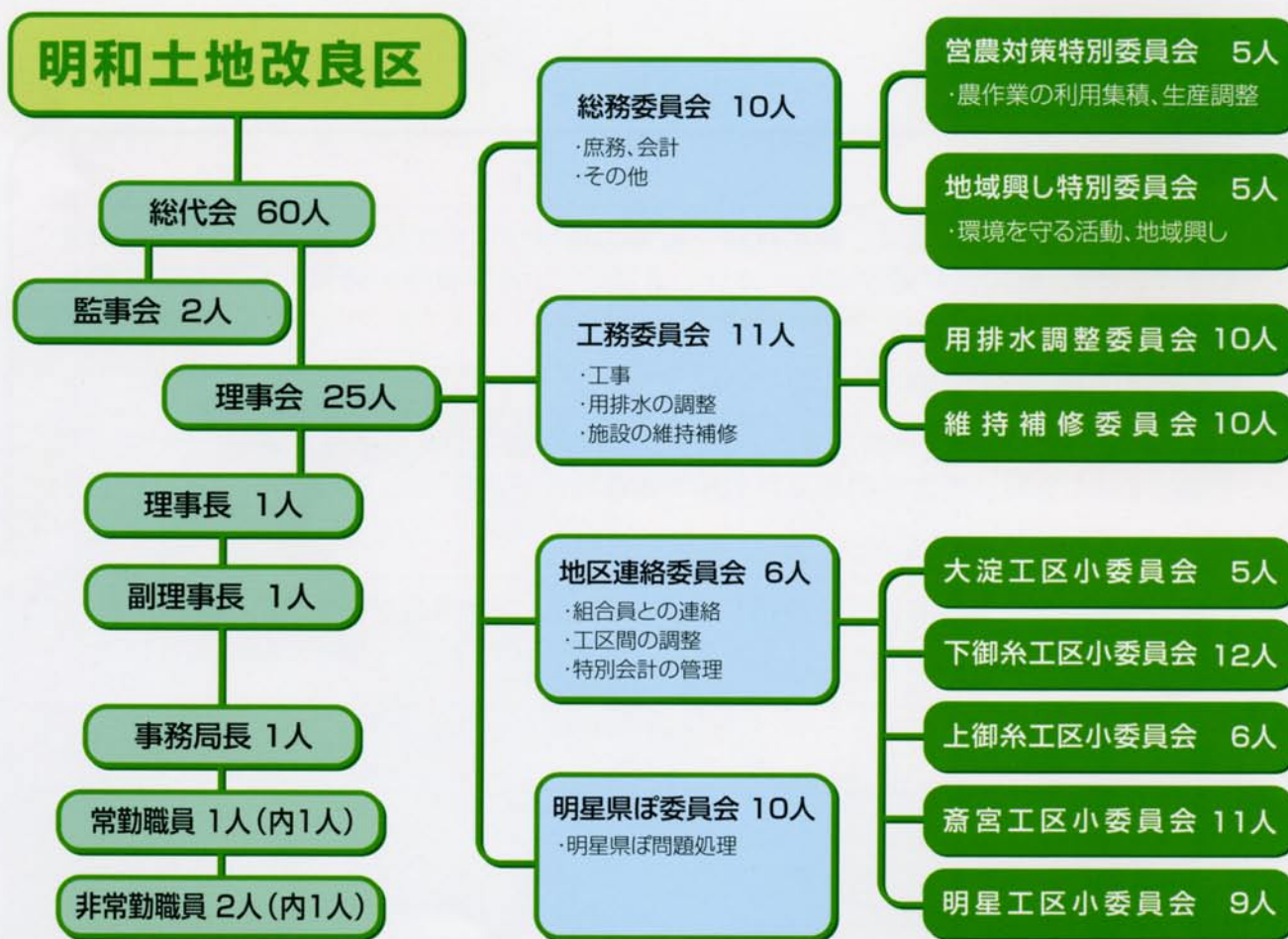
統合の欠点

- ① 組織が大きくなりますので、組合員の意見や要望が伝わり難くなる恐れがありますので、きちんと反映されるような仕組みとする必要があります。
- ② 事務経費の節減にもかかわらず、一部の土地改良区では賦課金の値上げとなるところもあります。

理事、監事、総代の定数と選出方法

選挙区	理 事				総 代				監 事	
	平等割	面積割	計	(旧)	平等割	面積割	計	(旧)	新	(旧)
第1区 (大淀区)	2	2	4	(8)	5	4	9	(30)	2	(2)
第2区(上御糸区)	2	2	4	(11)	5	5	10	(30)		(3)
第3区(下御糸区)	2	5	7	(12)	5	12	17	(30)		(2)
第4区 (斎宮区)	2	4	6	(11)	5	9	14	(36)		(2)
第5区 (明星区)	2	2	4	(15)	5	5	10	(43)		(3)
計	10	15	25	(57)	25	35	60	(169)	2	(12)

組 織



* 総務・工務・地区連絡委員会は理事により構成され、明星県ほ委員会、その他の委員会は、理事と組合員により構成されます。

* 総務・工務・地区連絡・明星県ほ委員会の定数のうち1名は理事長とします。

* 事務局のうち、()内の常勤職員1名及び非常勤職員1名は明星地区の事務処理を行うもので、必要な経費は明星地区の特別会計で処理します。

財産の扱い

旧土地改良区

所有する土地改良施設及びその敷地
事務所の施設・敷地・備品など

転用決済金や施設使用料などの諸収入

所有する預貯金・積立金・負債や、
各工区が経常賦課金以外に独自に
徴収する積立金等

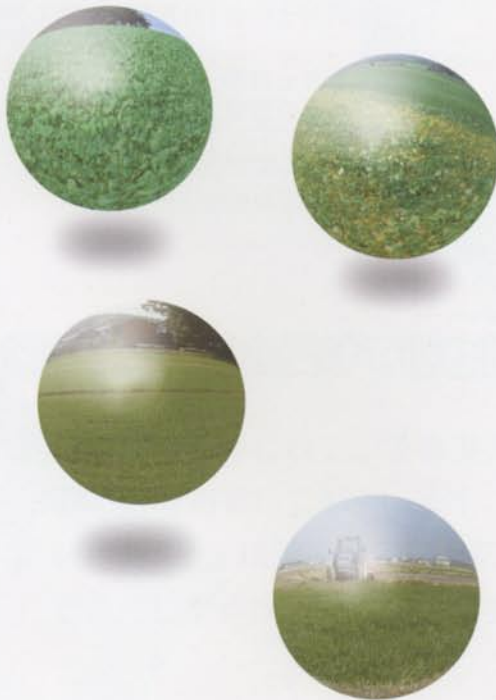
新土地改良区

引き継ぎます

※ただし、各工区の小委員会が運営上必要なものは、
旧土地改良区のを優先的に使用できることと
します。

統合後はすべて新土地改良区の
収入となります

旧土地改良区単位に設けられる
「特別会計」で処理されます。



- 1 「特別会計」からの支出目的は、
当該工区における土地改良事業
及び関連する経費に限られます。
- 2 「特別会計」からの支出にあつ
ては、理事会や総代会など通常
の手続きに加えて、当該する工
区小委員会の2/3以上の承認
を必要とします。

経常賦課金

- ① 経常賦課金は受益地全部に対して地積割りに賦課します。
- ② 10a当り賦課額は、水田1,200円、畑600円とします。
- ③ その他
 - ・ 北藤原地域は、用水管理費として別途10a当り2,000円を徴収します。
 - ・ 明星土地改良区地域は、償還金徴収などの業務があるため、別途10a当り2,000円を徴収し、別途特別会計で処理します。

役員、職員の報酬及び費用弁償

- ① 地域のリーダーとして、責任を持って積極的に各種の活動をしてもらうため、役員報酬を支給します。
- ② また、活動に参加をお願いする総代、委員、組合員さんには費用を弁償します。

役 職	報酬(年額)	費用弁償 (参加1回当り)	備 考
理 事 長	¥240,000	¥0	
副 理 事 長	¥120,000	¥0	
理 事	¥30,000	¥0	
監 事	¥30,000	¥0	
総 代	¥0	¥2,000	
各 種 委 員	¥0	¥2,000	
組 合 員	¥0	¥2,000	

MEIWA

維持管理費用や補修工事への補助

- ① 施設の維持管理費用や補修工事に対する改良区の補助は、経常賦課金を充てます。
- ② このとき、旧5改良区単位に補助金額の40%を平等配分、60%を面積割で配分することを原則とします。ただし、工事の緊急性や農家の要望等を勘案して、地区連絡委員会で調整します。
- ③ 上記の維持管理・補修費を使用する各種工事等における明和土地改良区の補助率は、各種補助残の50%以内を原則としますが、具体的には下表のとおりとします。

工事の種類	事業主体など	内 訳	町又は他の土地改良区の補助	明和土地改良区の負担	その他・工区小委員会で定める
町単工事	明和土地改良区		基準の補助率	補助残の50%	補助残の50%
請負工事	明和土地改良区		なし	50%	50%
材料支給工事	明和町支給	材料費	材料支給	なし	なし
		施工費	なし	なし	全額負担
材料支給工事	明和土地改良区支給	材料費	なし	全額支給	なし
		施工費	なし	なし	全額負担
ポンプ補修	他の土地改良区		基準の補助率	補助残の50%	補助残の50%
ポンプ補修	明和土地改良区が管理するもの		なし	50%	50%
ポンプ電気代	他の土地改良区		全額補助	一時立替	なし
ポンプ電気代	明和土地改良区が管理するもの		なし	50%	50%

※ ただし、北藤原地域における上表のポンプ補修及び電気代については、「その他・工区小委員会で定める」の負担は無く、明和土地改良区が負担します。

国からの補助を受けて行われる事業(国補事業)や県単事業の工事賦課金

- ① 統合前から行われている事業又は償還が続いている事業の工事賦課金は、従来どおりの方法で負担してもらいます。
- ② 統合後、新たに実施する事業の工事賦課金は、原則として「受益者又は工区特別会計」で負担しますが、事業の内容等によりその都度検討して定めます。

～ 組合員のみなさんへ ～

改良区統合整備（合併）に不明な点とか疑問・意見等があれば、所属する土地改良区及び役場産業課にお問い合わせください。

大淀土地改良区	TEL・FAX 55-3817
上御糸土地改良区	TEL・FAX 55-3202
下御糸土地改良区	TEL・FAX 55-2220
齋宮土地改良区	TEL・FAX 52-3197
明星土地改良区	TEL・FAX 52-3095
明和町役場 産業課 土地改良係	TEL 52-7118 FAX 52-7136

